

【納税証明書に関する注意事項】

「納税証明書」は、3ヶ月以内発行のものとし、下記のとおり提出願います。

記

< 本社のみの申請の場合 >

	法人	個人事業主	本 社 所在地
税務署	「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明（その3の3）	「所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明（その3の2）	○
都道府県	道府県民税について未納税額のない証明（茨城県の場合（様式第40号の4（イ）） 東京都の場合、「法人住民税・法人事業税」の納税証明書等	道府県民税について未納税額のない証明（茨城県の場合（様式第40号の4（イ）） 東京都の場合、「法人住民税・法人事業税」の納税証明書等	○
市町村	市町村民税について未納税額のない証明	市町村民税について未納税額のない証明	○

< 委任先がある申請の場合 >

	法人	個人事業主	本 社 所在地	委任先 所在地
税務署	「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明（その3の3）	「所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明（その3の2）	○	—
都道府県	道府県民税について未納税額のない証明（茨城県の場合（様式第40号の4（イ）） 東京都の場合、「法人住民税・法人事業税」の納税証明書等	道府県民税について未納税額のない証明（茨城県の場合（様式第40号の4（イ）） 東京都の場合、「法人住民税・法人事業税」の納税証明書等	—	○
市町村	市町村民税について未納税額のない証明	市町村民税について未納税額のない証明	—	○